

和歌山県環境影響評価審査会（令和2年7月28日）議事概要

- 1 日時 令和2年7月28日午後1時半から午後4時半まで
- 2 場所 和歌山県自治会館304会議室
- 3 出席者 別紙のとおり（委員12名、事務局3名、事業者5名）
- 4 審議案件
（仮称）紀中ウインドファーム事業に係る計画段階環境配慮書について（第3回）
- 5 議事概要

会 長：本日は、紀中ウインドファーム事業の計画段階環境配慮に係る審査であります。7月7日の第1回の会議において事業者から事業概要の説明を受けました。そして、前回7月21日には、事業実施想定区域の現地視察を行いました。本日は、委員の皆様から事前に頂きました御意見、ご質問に対する事業者の見解が提出されております。これを踏まえて議論を進めてまいりたいと考えております。よろしくお願ひします。

会 長：それでは、議事に進みます。資料1「計画段階環境配慮書に関する意見・質問とそれに対する事業者の見解」につきまして、事業者から説明願ひます。

事業者：（説明）

委 員：最初の風況塔の設置についてですが、「審査の趣旨とは関係がない」とはどういう意味ですか。

事業者：風況観測塔の設置行為に関して、この審査会で審査する事項でございますか。

委 員：設置自体を言っているのではなくて、観測塔の設置に伴って伐採された木に関して、環境観を聞いているのです。

事業者：環境観を聞くのであれば、風況観測塔の話をしなくてもよいですよ。

委 員：風況観測塔を作ったことによって、それが出てきたから、それで聞いているわけです。

事業者：事務局の運営の話だと思うんですが、この審査会は、どこまでの行為を範囲としているんですか。

事務局：風況ポールを立てるに当たって、樹齢百何十年という広葉樹が何本も切られていた。風力発電の前段階としてやっていることだと思いますが、環境についてどういう考えを持ってやったのか、果たして風況等の設置でそういった広葉樹を切るような考えで、このまま風力発電の建設を進めるのはどうなのかという委員から指摘があったので、そこについては、今の時点で明らかにしておく必要があると考えています。

事業者：趣旨としては分かる面と分からない面があります。弊社としては、天然林を保全するという考え方は持っています。ただ、風況観測塔の設置工事は、本審査会の範囲とは異なるものと考えます。和歌山県から保安林の作業許可を得て、適正に設置工事をやっている。わざわざこの場で写真等つけていただいているが、このように和歌山県も現地調査をされて、進めている。地権者との合意を得ながら進めている。和歌山県の林野行政の考え方を通してやっている。環境保全の考え方が、保安林行政に入っていないというのが問題じゃないかと思いません。

委 員：風況を観測するために、風況観測塔以外の方法はなかったのですか。伐採しない方法は。

事業者：風況観測は、本件の審議事項ではございません。

委 員：風況が観測されなければ、建てないわけですよ。

事業者：それは拡大解釈です。風況を計らなくても事業の検討はできる。

委員：では、測らなければいいのではないか。

事業者：審議事項ではないので、回答は差し控えさせていただきます。

委員：審議事項でないと、私もここにいる委員も思っていない。

事業者：一般の地権者さんが、自分の土地にあるブナ林を切ったと言われる方も結構いらっしゃる。そういった方々の行為をいちいち審議されるのですか。

委員：それは関係がない。今は、風力発電の話をしているわけです。

事業者：今は配慮書の話をしています。風況観測の話をしておりません。

委員：この前も話したが、アセスメント法の本質というのがある。事業者が自ら環境影響評価をやるというのはおかしい。一切に制限が掛からないから。今までだと、別の組織がやって、事業者にこういうことだと下した。どうして事業者がやることになったかということ、基本的には、事業者が自然保護に対して非常に熱心であるという前提があるわけです。それはアメリカから始まった。自然を大切にしないような事業者は社会からボイコットを受けてしまう。そういう背景から、アメリカではそういう事態になっている。そのメカニズムだけ持ってきて、やっているのが日本。事業者も我々も同じ立場で自然を大切にしなければならないという精神を持っているものと我々は理解している。それが、あんな大きなブナ林を切られたのでは、「あれ？これはおかしい。」と思うから、こういうクレームが出てくる。

事業者：クレームということではなくて、我々は前向きに取り組みたい。ああいうこともしたくない。意識として、あまりなかったというのが実情。ブナというものを実際、目の前にして、ブナという木を分からない者が現場を調査して、やっていることもあります。それで進めるということで、和歌山県さんの保安林部局、ここにいるべきだと思いますよ、こういう審議するのであれば。そういう中で進めさせていただいている中で、事後的にこの審査の中で「何を考えているんだ」と言われても、なかなか我々としても厳しいものがありまして、もし言っていただくのであれば、天然林というのは和歌山県としては非常に重視していらっしゃるということは、中紀ウインドファームの県知事意見で把握している。保全するつもりは、風況観測を始めた後ですけども、非常にある。それは伝えておきたい。

委員：風況等の設置に関して、この事業以前の行為であるということは分かりますが、この事業と不可分な関係性が強い。さらに、それを設置することによって、規模の大きい自然を触っているのだから、その触り方自体を意味して、その延長がこの事業に来るのではないかとということに危惧しているから質問をしているわけであって、それを「当事業と関係がないから回避します」というのは、事業者としては、かなりいただけない回答。積極的にそういうことを説明しなければならない。

事業者：そう思われても結構です。ただ、それはこの審査会で何を審議するかということをしつかり整理していただかないと困るということも言いたい。利害関係者は、我々と切られた木を守ろうとする人たちだけではない。保安林部局、地権者、そういうのを抜きにして、不在の中で議論しても片手落ち。地権者、許認可権者、和歌山県、環境部局。そういうのを抜きにして、性悪説に基づいて、事業者が悪いというような雰囲気でも少し違うと思う。

委員：あなた方が自然を大切にしようという態度から、すべてを判断して事業をやるというのなら問題ないと思います。ただ、今までの態度を見ると、そうは思えない。先ほどから言っているように、自然を大切にするというのにはアセスメントの基本だということを理解されて

いると言うので、やってしまったことを訴えてもどうしようもないし、あなたが言うように、法律上はきっちり筋が通っていると思いますので、しょうがない。これからの行動に対しては、我々の意思は十分に伝えたと思いますので、これからのこういうことが起こったら、我々はあなた方の事業をすぐ中止させるように県に働きかける、そういうことで良いですか。

事業者：お気持ちは、理解しました。当然、ないようにします。

事業者：今回、審査の趣旨とは関係がないという意味としましては、この場が風力発電事業の環境アセスということになりますので、事前の風況調査に関しては、ここの趣旨とは関係がないという意味で書かせていただいています。ただ、先ほどありましたように和歌山県として天然林を大事されているということは十分理解しておりますので、今後の事業検討においては、この後、現地の植生調査をしますので、それを踏まえて風車配置の検討をしてみたいと思いますので、今後の事業の検討に関しては、天然林を避けた開発ということを進めていきたいと思っております。

委員：私の真意は、天然林だけを対象にしているわけではない。すべての自然。自然に大切にするという精神をもって事業に当たるということが、我々前提だと思っている。自然をととも保護している態度ではないと認めた場合には、私は県に向かってストップしろと言います。

事業者：自然を大事にするという精神は持っております。その上で一番大事なこととして、まずは、天然林はさけるべきだということも踏まえて、風車配置等の検討を進めていきたい。

委員：風況を観測する手段は、ほかになかったのかという質問についてはどうですか。

事業者：ございます。非現実的ではあるが、超音波で測る方法とか、気流にレーザーを当ててそれが返ってくるもので風況を観測するやり方はございます。ただ、通例、風況というのは事業化に向けての命なので、非常に重要なのですが、その測り方というのは、限られた時間でしか測れないので、通常は考えられない。あのようなタワーを建てて観測するのが一般的です。

委員：今、資料を回しますが、こういうレーザーライダーのレンタルもある。一年単位でも借りられるわけです。大きな伐採を伴わなくてもできるわけです。

事業者：ライダーの観測というのは、大気にレーザーを当てるのですが、地上の開放度が非常に重要になります。なので、今回観測をした白井山は、もともと日高川町の地籍測量で伐開がされていた場所で、少しの追加の伐採で調査をさせていただいている。というところで、伐採を極小にするという観点で場所を選んでやらせていただいているのはおるのですが、そういった白井山のような状態でも、ドップラーでは測れません。なぜかということ、開放度が足りません。

委員：測定場所は山の上である必要はないので、ほかにも伐採されているところがあるのではないかな。

事業者：観測塔を建てるとしても、ライダーを使うとしても、ある一定の地上の開放度放というのは必要になってきますので、伐採そのものについては、ゼロにはなりません。

委員：車が止められるような広い場所もあったが。

事業者：追加で風況観測が必要になってきましたら、そのような場所で観測できるように検討させていただきたいと思っております。

委員：現地視察の際に、県が地権者の同意を得ないと入れないでしょと、強い口調で言っていましたが、なぜ県が地権者の同意を得なければならないのですか。情報開示をするのだったら、事業者がそのときはダメだと思っても、後日、こういうことになりましたという許可を得ることはできるわけですね。積極的に情報開示をしたくない理由があるのかと思いました。

事業者：積極的な情報開示はするしないにかかわらず、無断で立入りをするというのは、社会通念上しないことではないですか。

委員：山というのは、入会地といいますか、一般的に出入りできるものだと思います。入って具合の悪いところは、入るなという表示が立っています。

委員：地籍調査で開いているところを、やや少し広げたとありますけども、地籍調査で開いた部分は1.5~2メートルくらいの幅です。あそこ以外でも開いているところは見えています。その現場の開きようは、そんなものではなかった。

事業者：許認可申請を行っていますので、その中でも現況写真をつけさせていただいております。そういうものを確認いただけるのであれば、確認いただいて、その上で、こういうやり取りはした方がいいのかなとは思っています。

委員：実際伐採した人間は、ブナが大事かどうか分からないと言いましたが、それは、事業担当者が臨席すべきではないですか。知っている人が。

事業者：正確に申し上げますと、元から事業者として、我々が現地に行っていたが、これは何の木だというのは分からなかったというのが、正直なところですよ。現地で伐採をやった現地の造林業者は、どういう林種かというのは把握されていると思いますし、木の所有者の方、林業会社ですが、その方々は把握をされています。

委員：なぜ県が地権者の同意を得なければならないのですか、という質問についてはどうですか。

事業者：我々の認識としては、立ち入る人間が、地権者の了解を取って立ち入るのが通常のやり方だと思っています。

委員：私たちは、現地に行って情報に触れられなかった。積極的に開示したくないのではないかと。

事業者：観測塔の場所まで行きましょうという話をされていて、当日、行きますというお話を頂いている。県の方からは、行くからというお話も事前に、例えば、土地の了解とかですね、許認可上どうなっているかとか、そういったご相談を頂いておりません。とっさで勝手に入るのは良くないと思いますよというところで、言わせていただいた。

委員：それであれば、あんなに強い言い方をしなくてもよい。

事業者：強さ弱さではない。とっさに、皆さんを集めて、立ち入る・立ち入らないの話を急にするような話ではないと、私たちは認識したということで、あのような言い方になったのかもしれませんが、もし、そのように、了解など事後でいいから立ち入るよという強い気持ちをお持ちであれば、現地に行かれてぜひ調査いただければよかったですのではないですか。

会長：立入りの件に関しては、事前に手続きができなかったということにしましょう。

委員：3番です。稼働後の調査というので、今後実施する生態系に係る現地での調査・予測・評価の結果を踏まえて、専門家の御意見を聴いた上で、必要に応じて事後調査の実施を検討しますと書かれています。一般的に、こういった開発では事後調査というのはやっているものなんですか。

事業者：一般的なことといたしまして、調査・予測・評価をしたところの不確実性が高いものについて、事後調査をやるのが法で定められています。一般論で言いますと、バードストライクやバットストライクについて、実情としてよく分からないということが多いため事後調査をするケースと、植物の移植作業を行った場合については、事後調査としてやらせていただくことが多くなってございます。生態系については、あまり大々的にやった事例というのは、日本の中でほとんどないというのが実情でございます。今回の回答の中では、調査の前に事

後調査をやるということになってしまうと、捉えようによっては、事後調査をやればなんでもいいということになってしまいますので、今回、「調査、予測、評価の結果を踏まえた上で検討する」という書き方で見解を述べたものです。

委員：移植したものが活着していくかどうかというのは、特に問題ないんですけど、例えば、風車を設置したけど、鳥が当たって仕方ないなあという場所であった場合に、調査の目的というのがどうなってくるのか。たくさん当たって落ちますとなってきたら、やむを得ずこの風車については、稼働を停止しますと、そこまで見据えた事後調査ということになるのかどうか、お伺いしたい。

事業者：まず「当たっている」についてですが、何の種が当たっていて、どの程度当たっていてというところが、どこまで許容されて、許容されないのかというところになってきますが、選択肢の中では、許容されないラインを超えてしまえば、当然稼働を止める選択肢も入ってくるところではございます。止める以外にも、例えば渡り鳥ですと、ある特定のシーズンだけ止めるとか、もしくは、目立つようにするとか。環境省は目立つようにする処置を推奨していますが、そういったほかの措置、事業性のできるだけ下げない形でまずできることはないかというところを探させていただいて、やむを得なければ、事業者側としては最悪の選択肢としてよく当たる風車を止めるという選択肢も入ってくるというところではございます。結果を踏まえて検討するということが、事業調査の計画書に書かれることになるだろうというところではございます。

委員：2番の他事業との競合ですが、色々お答えいただいているが、イメージが全然わからない。どうしようとしているのですか。

事業者：結論からいうと、2事業が道路を挟んで反対側にA事業者、もう反対側にB事業者と、風車が立ち続けるということはありません。要するに、どちらかの事業者に何らかの形で収束するということになるかと想定されます。風車と風車の離隔距離も必要になってきますし、どちらか一事業だけ残ることになるのかと思います。収束する時期が、何をもって収束するのかに関しましては、なるべく早い段階で協議させていただきまして、どうしていくか話をしていくという考えは持っております。

委員：どこかの段階で、自分たちで話し合ったださるんですね。

事業者：そうしないと、これは、行くところまで行ってしまっただけで、例えば準備書まで行ってしまったときに、無駄な投資、億単位の投資になってきますので。

委員：どの辺りが頃合いとっていらっしゃるのか。

事業者：配慮書前にしたかったのですが、コロナもありましたし、2020年度のFIT認定が、コロナがあったのですが、締め切りが変わらないということで、事業活動ができる期間が非常に狭められたんです。協議もできず、進めざるを得なかったというのが正直なところでございます。

委員：3番目の質問を書いた意図は、風力発電自体は、20年以上やっていますよね。風車が立った後、どういうふうに変ったかというデータを取っていただければ、今こういう話も出てこないと思うのです。そういうデータを取ってほしいんです。特に電源開発さんのように大きなところは、力もあるので、そういうところがデータを取っていただければ、審議会も無駄にならないと思うので、その辺を検討していただければという意見です。

事業者：あなたたちの会社には知見があるでしょという話というのは、中紀第一、中紀第二ウインドファームでも、県から、それをいかしてやりなさいという御意見を頂いているので、確かに

そうだなと思ってしまして、実績をフィードバックして、盛り込めるものは盛り込みたいと思います。

委員：2点ほど。2番と3番について。事業者の見解で同じことが書いてありますけども、事業計画を踏まえ、適切に調査・予測及び評価の手法を検討しますと。適切にというのが非常に引っかかる。それは、事業者に都合の良いようなということではなくて、論理的に正しいという意味にとっていいのですね。

事業者：そのように考えてございます。

委員：それから、その下の3番のところに「専門家等の御意見を」とあるが、「専門家等」が引っかかる。要するに客観的な意見なのか、一部のあなたのところが、自分に都合のいいことを言ってくれる人を選んで専門家ですと、そういうふうにして載せられると非常に困る。専門家の意見ということは、一般社会に通用する、専門家同士の間で通用するような意見を取り上げるということと理解していいのですね。

事業者：そのとおりでございまして、風車を建てるけど、極力低減しながらも自然環境に影響を与えるというところのバランスを考えながら、しっかりと意見を頂けるそれぞれの分野の方にご相談をさせていただくことをずっとやり続けてきております。

委員：こっちの専門家とこっちの専門家で意見が合わない場合は、調整というか、そっちの専門家をここに呼んでくれるのですか。

事業者：審査会場で議論するというのではなくて、我々が相談させていただいた有識者の方のコメントを図書の方に載せさせていただいて、その内容について御審議いただくという流れかなと思います。

委員：こっちが納得しなかったら。

事業者：審査会の特性を踏まえますと、こちらで作った図書に専門家の意見を載せますけども、ここで専門家同士の議論をする場ではないと思われまして、こちらで作った図書に対して、和歌山県知事意見という形で準備書の方で頂いたものを踏まえての審査が経済産業省でも行われますので、御意見をいただくということになります。違ったままの場合については、そうではないという御意見をこちらに頂く形になるかと思われまして。

委員：専門家を選ぶときに、一般的に公平な意見を述べてくれる専門家を選んでくださいということなんです。それが、我々の願いです。

事業者：承知いたしました。基本的にそのようにさせていただいております。こちらに有利になる方々をお願いしても、結局客観的な意見にならない。そうすると、事業者の方に跳ね返ってきますし。客観的な御意見をただける方々ということでお願ひします。

会長：最後のところの、配慮書についての不備が指摘されていますけども、それに対する回答が「縦覧が終了しているから」とありますけど、こういうことでいいんですか。つまり我々は、方法書が出てきて、準備書ができるから、その時点で分かりますけど、一般の方はそんなことはご存じないかと思っておりますので、誤ったものを見て事業を理解するということになりますので、そういう対応でいいんですか。

会長：縦覧をやり直すという態度をとるのか。それはできない、けれども縦覧に誤りがあれば、ホームページか何かに、あるいは修正がありますよということだけあって、修正は方法書でご覧下さいというとか、少なくともそういう態度をとるべきであって、しませんという回答は事業者としては非常にいただけないと思います。

事業者：御指摘いただいたとおり、方法書で公表するからいいでしょということではなくて、何らかの形で正誤表をリリースすることを検討させていただきます。

会長：まず、誤りがあったと。それは方法書で直していきますと。現時点では、ホームページか何かに出ておりますとかですね、それが情報の公開性ということですよ。

委員：8番目の最後の行に「方法書及び準備書においては、提出前に県と十分な協議を行った上で提出すること」という重要なことが書いてあります。この前も申し上げたのですが、この審議会というのは、ある審議をするためのもので、これあかんやないかという審議はしたくない。十分に配慮してくれてありがとう、ただ、もうちょっとこうやったほうがいいんじゃないか、というようなことをやるための審議会だと思っています。どうしてこんなクレームをつけなくてはならないのかというと、ここに出てくるまでに不十分だから出てくるんです。県に言っているのですが、ここにでてくるまでに十分に目を通して、これあかんでというようなことを言っていただくと、もう少しスムーズに有益なディスカッションができると思います。それができるんじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

事務局：あくまで事務局の担当であるので、十分見切れるかどうかというのはあるのですが、最低限間違いとか、理屈が通ってないとかそういうところは、できるだけ事務局の方で見させていただいて、できるだけ事前に直してもらった上で、そういうものを先生方に見ていただきたいと考えております。

委員：読む前には、事業者側の立場に立たずに、クレームをつける側の立場に立って見てもらいたい。

会長：委員のおっしゃることはわかりますけれども、県もチェックするって大変ですよ。なかなか読み切れない。あくまで事業者が作ったものですから、事業者がきちんと責任を取るのが当然で、それを基本的な項目が抜けているとか、簡単なことだったらいいですが、これを見るというのは、なかなか大変。見たと言ったら、見た責任を取らないといけないし、難しい問題だと思うんです。

委員：8番は誰が書いた意見ですが。

事務局：8番は事務局が書いた意見です。この事業に限らず、ほかの事業者においても、いろんな間違いとか、ほかの図書をコピーしてそのまま名前変えたとか、そういうような事例が多々あるので、その辺は図書を作られる環境コンサルさんの方でまずは、確認とか、事業に応じたものを、きちんと社内で十分に確認していただいた上で、作っていただいて、それを事務局の方でも間違いとか、ちゃんと書かれているのかを確認していきたいと思います。

会長：アセスの委員会でも、色々誤りを指摘しているんですよ。我々は、誤りをチェックする機構ではありませんので、しかし、誤りがあれば黙っているわけにはいきませんから、誤りを指摘する場になってしまって、審査ということから離れてしまっている。

事業者：事業者側の作り上げ方を御説明しますと、まず事業者が素案を作りまして、事業者でしっかり一字一句確認はするんです。時間が限られる中で、ケアレスミスのようなものしか見つけられませんが、ひととおり3人くらいで見まして、そういったケアレスミスはないようにはしているんですが、どうしても数値的なものとか、表の表題の名前とか番号とか、非常にチェックが大変なので、どうしても漏れてしまうということがあつたりします。今後、なるべくそれがないように進めてまいりたいと思います。

事業者：(資料1の第2章から第4章までを説明)

委員：3ページ目の17番の視程についてですが、清水観測所には、視程のデータはないでしょう。どこであればあるのか分かりませんが、できるだけ直近でいいから、もしそれが直近とは言い難いくらい離れているのであれば、二か所くらい。ともかく、それがものすごく水蒸気が多くて5kmくらいしかないのか、それとも十何kmあるのか、そこが全然分からない。参考でもいいです、ここから何キロ離れている観測所だと書いてもよいから、出してほしい。視程が出ていないのに、よく見えるとか見えないとか言えないと思います。

事業者：最寄りが和歌山市の气象台になっております。

委員：和歌山市の气象台だったら、現場から何km離れていて、片方は平野で片方は山だと。データがあることが重要だと思います。

事業者：承知しました。

委員：16番です。最後の行に「皆様に丁寧に説明の上、御理解を頂けるよう努めてまいります。」とありますが、御理解を頂けなかったらどうするのですか。いただけるまで努めるのか。無視をしないというふうにとって良いのかどうか。努めたけどもできなかったと書かれる心配があるのですが、どうですか。

事業者：まず我々としてやることは、御説明させていただいて、しっかり環境アセスの状況と、準備書での予測・評価結果というものを関係の地区の方々に御説明させていただいて。事業推進とか、どちらでもない、反対とか皆さん個人々人であるわけです。強い弱い、心の中をのぞかないと分からないもので、なかなか言葉の表現が難しい世界でございまして、そういった、皆さんが単なる迷惑施設ということではなくて、風車が立ったらいいこともあるし悪いこともあるというところを理解いただけるような活動をしっかり隠さずにさせていただくしか、我々としてはできることがない、ということが結論です。

委員：要するにデメリットだけではなくて、こういうメリットもあるということ、過大評価せず、事実のまま。真心を見せると人というのは動くものですから、そのようにしていただけたら、ありがたいと思います。

委員：39番です。配慮書の238ページの表ですが、この表4-4-25、ものすごく問題があるのです。どこかが出されたものを転記されただけだと思うんですが、「よく見える」というのは、「グッドデザイン」だと思ったんですよ。こんな簡単にグッドデザインというべきでないと思ったわけです。だから、もしこのまま転記されるのであれば、これが参考であるということを示さないといけないと思います。これでは、あなたの意見になってしまっている。出典は書いてあるが、参考であるときちゃんと書いて、この「よく」というのは言葉の解釈を入れてもらわないと、そちらのおっしゃるのだと、「はっきり見える」とか「しっかり見える」とかであれば誤らないけど、この「よく」はグッドデザインのよくです。そんな話ではないと思うので。こういう出典からとられる場合は、注意して使っていただきたい。解釈を入れるべきです。「よく」はグッドではなく、クリアーだと思いますので。

委員：見え方は、問題が難しいんですよ。個人で感受性の差があるから。

会長：発表されている表でも、それが十分良いかどうかというのは、別問題です。何人の地権者に対してどうだったと補足を説明しないと科学資料になりえない。

事業者：客観的な評価基準が本当になくて。そもそもアセスの項目というのは、科学的な根拠を用いて、予測評価をして、確定するということができるものとできないものがありまして、人間

の心情だったりするわけです。住まわれている方がどういう方々だったとかですね、皆さん風車が嫌いな方々だったら、絶対建たないわけですし、中には肯定的な方もいらっしゃるし。なかなか評価のよりどころというのがなくて、というのがジレンマとしてございまして、非常によりどころがなくてむずかしいというなら、そう書いてほしいという御意見だと思いますので、そちらについては、検討させていただきます。

委員：客観的なデータを取ることはできないんですか。客観的なデータというのは千人くらいのアンケートをやるとか。それなら、客観的なデータになると思います。

事業者：少し補足をさせていただきますと、指針がどうにも使いづらいというか、賛否が分かれるところがあって、NEDO がアンケート調査のような形で実施したんですけども、NEDO は推進側の機構ではありますが。それですと今の基準よりもやや甘い結果になってしまうところがございますので、それを踏まえた上で、今回、厳しい方を取らせていただいたという背景がございますが、おっしゃるとおりなかなか基準が難しいところですので、どう扱っていくかというところ、この事業だけの問題でもありませんが、世の中の動向を見ながら対応を考えさせていただきます。

委員：これを載せようと思った段階で、良いと思わないで悩みながら載せたのであれば、参考とか参考資料とか、「載せた私も推し難いんです」ということが伝わってくるようにしないとけない。ものすごく自信をもって載せましたという感じに見えます。

事業者：次回以降、そういう記載になるように検討させていただきます。

委員：同じような話で、集落の中からの眺望点という話で、小学校等を探した結果、そういうところから見えなかったというのだったら、書かないのではなくて、探したけれどもなかったとちゃんと書いていただかないと、いつまでもその誤解が残ると思います。丸めてしまわないようにしてください。

事業者：承知しました。

委員：廃校は、どこでも使う傾向があるので、そういうところは人々の集まる場所ということになります。なるべく範囲を狭めようとするのではなく、広く広くものを考えた方がよい。

事業者：眺望点の選定に関しては、地元の方々、地元がどこまでかというのも議論になるのですが、騒音の話でもありましたが、800m くらいのところに集落がございまして、そちらの地元地区の地区長さん方に色々聞き取りをしまして、コミュニケーションは図っているのですが、そこで、どこから風車がよく見えますかという話も聞きますし、どこに人が集まって風車を見ることになりますかという話もさせていただきますながら、相談させていただいて眺望点を設定していくという方針でいます。

委員：眺望点ですが、どこまで法令で求められているのか分かりませんが、意外にすごく遠くから見えるんですね。すぐ近くの自治会の方々という表現なんですけども、例えば、印南にある発電所は、田辺市からでもよく見えるんです。夜になるとチカチカ光って見えるんです。そういうことってすごく大事だと思います。やっぱり離れてても同じ地元だと思うので、その辺も考慮して、遠くからの眺望点というのはやっていただきたいと思います。

事業者：近くの範囲は、先ほど御意見いただいたとおり、地元のところまでしっかり見ていくというところではあるんですけど、なかなか遠くの集落までなってくると際限がなくなってしまうところではあるんですけど、遠くの地点でも代表的なものについては、検討の対象として考慮しているところがございます。離れたところでは、生石高原など選定させていただいているん

ですけれども、先ほど視程の話もありましたが、地元の方のお話を聞く限りは、視程がいい地点ではあるので、遠くても見えてしまうリスクは想定しているところではあります。一般的には視野角の1度というのが、先ほど議論になった表の中で述べられているように、一つのボーダーラインにはなってくるんですけども、実際それを超えても、目を凝らせば見えることに違いはなくて、夜間の光になってくれば視程とは関係ない部分もございまして、どの範囲までするかについては、アセスの中でどこまでやるかというところと、今後住民の皆様にご説明していく中でどこまで考慮していくか、図書に載せる載せないを含めて検討させていただければと考えております。

委員：42番の回答の下から3行目、あらぎ島のところですが、「可視範囲には風力発電機を設置しない方針」とありますが、その次の行には「一部視認できる可能性のある」とあります。設置しないのであれば、一部視認という可能性はないのではないかと思います。それと、有田川町は、自然エネルギーを推進していると思うのですが、配慮書の247ページの予測結果に、あらぎ島と生石高原、その予測結果のところに「景観的にはほとんど気にならない程度」という文言があります。これに対して、有田川町長の意見書を見ると、その文言に対して、すごく懸念を示しています。有田川町長の意見書の資料2の裏側の中ほどに、「あらぎ島展望所付近から風車が完全に視認できないと明記すること」と書いています。そこから3行目くらいに「景観的にはほとんど気にならない程度と記載しているのはあまりに横暴である」ということも書いています。とにかく「あらぎ島からは風車が一切見えないようにしてほしい」ということだと思いますので、「風車が完全に視認できないと明記すること」という文言を要望として尊重していただきたいと思っております。

委員：42番ですけれども、景観要素の中であらぎ島というのは群を抜いて重要だというふうに我々は見えますが、どうして貴重であるのかという説明がどこにも書いていない。日本の重要な文化的景観に数えられているくらい重要なことから、その辺はちょっと説明しておいてもらいたい。

事業者：まず、町長意見として強い御意見を頂いたというのは、こちらとしても今日拝見させていただいた次第でございまして。あらかじめある程度強い思い入れがあるということは、事業計画地から外す配慮はさせていただいておったのですが、先ほど記載の矛盾があるのではないかと御指摘の点につきましては、設置するという表現の中で、タワーの基部が見えると、要は根元がどこにあるかという表現になってございまして、その検討までしか今回できていないというところございまして、ブレードがまだ長さも決まっておられませんので、物の置き方によっては見えてしまうかもしれないというところが可能性として残っておったところございまして。足元までしっかり見える位置にはおかないというところまでは配慮できた部分で、そこから先については、まだ配慮できていなかった部分で、今回町長の御意見として、それすらすることなかれと御意見を頂いた状況でございまして、もちかえらせていただくというのが元の部分でございまして。

委員：今のお話を聞きますと、この配慮書に風力発電機と書いてあるときは、タワーの根元のことなんですか。ブレードって書いていないと、羽根のところは入らないのですか。確認させていただきます。別々の話ですか。

事業者：可視範囲の斜面に設置するという言い方をしている部分と、見える見えないの視野角の話をしている場合は全体の話をしていただいている、あらぎ島からどこまで見えるかの検討を

第2章でさせていただいている箇所があるんですけども、そちらについては、タワーの根元の話させていただいています。つまり風車全体が見えるかどうかというところまでの絵を描いたものではないというところでございます。

委員：みんなが共通言語を持っていなかったら、分からないことです。

事業者：今、議論の中で出てきて、こちらも反省しているところです。

事業者：あらぎ島からの景観を守るという点に関しましては、町長御意見にいただいているとおりで、住民説明会もさせていただいております。その中で我々明言したのは、展望所からの風力発電機、羽根の先端も含めて、見えないようにさせていただきますと宣言させていただいたんです。にもかかわらず図書には0.8度という数字が載っている数字が載っているじゃないかという御意見かと思えますので、そこは情報の非対称になっている部分もありますので、そこはそうではないんですと、コミットしている話ですので、それはそのようにさせていただきます。

委員：先ほど、田辺の方からチカチカ見えるというのは、夜の話ですよ。ということは、あらぎ島からも、電気がチカチカするのも気にならないのかなというのがあって、そこは予測できるのかどうか分かりませんが、できてから見えてしまったら、「何だ、あれは」となる可能性もあるなと思ったので、御検討していただければと思います。

事業者：航空障害灯というもので、今回、最大20基すべてにそれが付くかどうか分かりませんが、例えば一基おきだったりするんですけど。基本的にあらぎ島からはすべて見えない形にするので、後は光がどれだけ届くかだけの話かと思えます。

委員：あそこは真っ暗ですよ。

事業者：そこまではまだ検討しておりませんので。風車の配置が決まったりすると、検討ができますので、その上でさせていただきます。

委員：できてから問題にならないように。

事業者：それは、こちらとしても望むところではないので。

委員：チカチカライトが見えるだけじゃなくて、真っ暗なところに航空障害灯をつけると、光自体が、水平線のように水平線に明るくなるように、ふわっと明るくなってしまう。それは、美しい星空景観にはまずい。

事業者：航空障害灯の趣旨というのは、上に飛んでいる飛行機が下に航空障害物がありますということが分かるように、注意喚起するものですから、上から見ればいいんです。横に飛ぶ光については、例えば、カバーなどにより、光の広がる角度を抑えるような対応をできるはずですので、そういったことで何とか出来るのかなと、今の想像では考えています。

委員：37番です。ここで質問いただいている中で、天然林を避けること、バッファゾーンを含めて、ということを書きいただいているんですけども、バッファゾーンについては、どういふものか理解していますか。

事業者：バッファゾーンそのものという点で言いますと、いわゆるブナ林として、天然林として守らねばならないエリアの周辺に緩衝効果、あるいは伐採面が直接ブナ林になることがないよという御趣旨かとは理解しています。

委員：電源開発さんも含めて理解しておいていただいたら結構です。できたら、ここの回答の中にも、当然のことなので書いていないのか、それともあえて書かなかったのか分かりませんが、できたら入れておいていただいたら良いと感じました。

事業者：「適切な離隔をとる」という単語で書かせていただきました。バッファゾーンと解釈していただいて結構でございます。

委員：41番。下から2行目。景観への影響はほとんど気にならないと述べることは、甚だ早計である、と書いてあります。248ページを見ると、上から6行目か7行目に「事業による重大な環境影響は、回避されているものと評価する」と書いてあります。どうして評価できるのかよく分からない。そちらの言い分は、これから方法書で検討していくということだと思えますが、評価できるものと、評価できないものがある。こんな軽々しくここで評価してもらっては困るというふうに思いましたので、考えてください。

委員：もうひとつ、35番です。有名な滝があるそうですが、滝は事業範囲からかなり離れているから影響がないと書いてあるのですが、御存知のように静岡県の知事は判を押さない。あんな上の方でトンネル工事をするのに、大井川の水が枯れる可能性があるというので、JRの工事の認可書に判を押さないんです。私の近くの話ですが、箕面市には有名な箕面の滝というのがあります。あれは電気で水を揚げています。枯れたんですが、何故枯れたかと言いますと、西側に何キロか離れたところのトンネル工事をしたんです。あんなところで、枯れるとは思わなかったのですが、枯れた。数キロ離れているから大丈夫だろうというのは、全然問題にならない。非常に危険があるから、考え直す必要があると思います。

事業者：御指摘事項承知いたしました。図書に反映できる努力をさせていただきます。

事業者：先ほど、岡田委員の方からバッファゾーンの話がございまして、以前からの中紀ウインドファームでも、白馬山のブナ林からの緩衝帯というのは、知事意見の方でもございまして、緩衝帯というのはどの程度とる必要があるのかという知見があれば、御教授いただきたいと思っております。

委員：一般的な話しかないので、自然の地形なり樹高なりなんなりで、これであれば絶対大丈夫というお墨付きというものはありません。一般的には、その樹木の高さの幅が最低限確保されていれば良いでしょうというのは、一つあります。それに関わらず、細かい調査はしていただきたいと考えます。

事業者：植生の調査と言葉でいうと簡単ですが、フィールドで歩いて、どこにブナがあるかという調査を今、進めてようとしているところでございまして、その中で見つかったブナから、どれくらいの離隔を取るかとかですね、そういったことに活かさせていただきたいと思えます。

委員：考えていただきたいのは、ブナだけではない。スギ・ヒノキ以外の樹林帯、森。それを考えていただきたい。その中にブナが点在しておれば、それはより自然度が高いということになるんでしょうけども。ブナがあるからそれだけということではありません。

事業者：承知いたしました。

事業者：(資料1説明、資料編と要約書)

委員：鳥類についてですが、7番の丸が不足しています。全部丸になるはずですが。加えて、51のところ、No.7は古いのではないかと書いてくださっている。古いです。これは、県にお金を出していただいて、日本野鳥の会和歌山県支部が作成したのですが、今の和歌山県支部のホームページに新しいリストがいつもアップされておりますので、それを利用していただくのが良いと思います。ぐっと増えております。それに加えて、その後、9と10、有田川町と日高川町のわりあい新しいリストと一緒にここに出きます。見ていただいたら分かるように、

素晴らしい鳥類です。調査については、これをよく見ていただいて、これは出るだろうと思
いながら、やっていただきたい。もちろんクマタカも出ているんですけども、フクロウ類な
どもオオコノハズク、コノハズク、フクロウ、アオバズク、みんな出ています。コノハズク
は難しいかも分かりませんが、残りは必ずいますし、アカショウビンとか、ヨタカなども、
あの辺は植栽地、ただのスギと言いますけれども、伐採跡地に植林した後、ヨタカなんか繁
殖するので、ヨタカにとってはとてもいいところなんです。それに加えて自然林の植生のす
くないところなんかにもヨタカが繁殖しておりますので、調査においては、夜間調査、人は
してくれなくていいので、レコーダーを置いておけば、繁殖種は必ず鳴きますので、夕方か
ら朝方まで調査していただければ、鳴き声が録れると思いますので。今まで夜間の調査が不
足していて、出てきていないんです。大変だと思うからあまり言わなかったのですが、この
辺からとても重要な部分になってくるので。先ほど植物についてのバッファゾーン、木の
高さだけでいいよとおっしゃっていましたが、鳥類については、そんなわけにはいかない。ク
マタカの繁殖範囲は、8km²程になりますので、そんなもので考えてもらおうと困ります。木が
ないと、鳥たちは生活できないものが多いので、その辺をよく考えて、私的には、白馬のあ
の辺からバッファゾーンだと思っておりますので、そういうことを申し上げておきます。

事業者：おっしゃっていただきましたとおり、夜間の方が確認しやすい鳥類については、最近、全国
的にも注目されているところでございますので、取りこぼしのないようにという部分と、現
地調査だけでは必ず全部とれないところがございますので、予測評価の中でどうやってみて
いくかというところを踏まえて、進めさせていただければと考えております。すべての鳥
類の生息域をアンタッチャブルにというのは、なかなか事業上、難しいところがございま
すが、極力影響がないような方向での検討ができればなと思っております。

事業者：資料等につきましても、御紹介いただいたものを含めまして、説明の中でもさせていただき
ましたが、今一度見直しをさせていただいているところでございます。

委員：資料の見方を教えていただきたいのですが、後ろの丸があるのは、いてるということですか。

事業者：過去の資料に掲載があるというのと、この地域からというのが入ってまいります。

委員：そうすると50ページのシルビアシジミというのが、EXと書いていて、絶滅種と書いてある
のですが、資料の中に出てきます。資料を見たら平成31年なので。絶滅したのに、31年に
いたというのはどういうことですか。

委員：再発見されたんです。

委員：シルビアだけでなくほかにもEXというのが結構、出てくるんです。

事業者：過去に分布していたものと、再発見されたものと混在してしまっているところがございま
すので、誤解のないような標記に努めさせていただきます。

委員：資料1から資料13、引用レベルが違うんですよ。1から5が和歌山県全域なんです。6から
12が町エリアなんです。これを同一レベルで引用すると、非常におかしな話になってくる。

委員：町レベルではなく、緑の国勢調査の第三メッシュではないですか。

事業者：地域のくくり方が点になっているものと、自治体になっているもの、メッシュになっている
ものと、その誤差が生じているのはおっしゃるとおりです。

委員：いつも思うんですが、後ろにこのインベントリを付ける意味がどこにあるのか。調査される
方はこれを目安にやっていったらいいんですけども、読む方とか利用する方はここに出てい
るのに現地調査で記録がないやつは、あなた方さぼったなというのか、それとも、事業範囲

でないところも含まれているからそこで出たんでしょというのか。三日ほど言って、ぱっぱっぱと採って、これで全部です、あとは別のところで出たんですという言い訳ができるんです。そして、なんのためにこのインベントリがあるのか。調査するときには有用だというのは分かります。でも、報告書として有用かどうかというのは、非常に問題なんです。ほんとは、調査したときに出たやつを書いて、それはこういう報告書のここにでますよと○印をつけて、出ていないやつをここにいつか知らないけども最終的な報告書につけるんだと思いますが、それは何のためになるのかよく分かりません。

事業者：通常ですと、ある程度現地調査をして、順当な結果が出ていればさほど差異が問題になることも大きくなることはないとは思いますが、仮に差異が大きかったような場合に、風力では事例としてあまり見たことはありませんが、ほかの事業の場合になってきますと、文研調査の中では出ていたけれども、現地調査では出なかったものについて、出なくてしかるべきなのか、たまたま採れなかつただけなのか、というところの考察をさせていただくケースがあることはございます。今の御意見踏まえてそういうことは可能かと思えます。

委員：それをしていただければ非常にありがたいと思います。一種ずつ全部。例えば、ここにメスアカムラサキなんて書いてあるんです。メスアカムラサキに○がついているのは、台風か何かで流されてきたやつで、一回か二回しか採れてない。そんなの出るわけがない。そういうものと、本当に出なければならぬものが、一緒になっているから、そこをきっちり解説してくれるのなら、それは非常にありがたいと思います。

委員：この資料編ですが、少なくとも時系列で並べた方がいいんじゃないですか。いついつまでいたねとか。そういう表し方がいいかと思うのですが、どうでしょうか、検討をお願いします。

委員：勝手に入って、写真を写すという話ですが、これ、全部許可を得て調べた資料ではないですよ。皆、入会地という感覚で入って、調査してきて、それを公表しているのをあなた方が利用している。それともう一つは、南紀生物に「引用しますよ」という断りを入れましたか？こんなのは、みんなそういう慣習のもとにやっているのです。

事業者：慣習といっても色んな慣習があるかと思うのですが、コンプライアンスということをうちの会社では言うんです。私有地に立ち入るなというのが基本理念なので、それが普通の感覚かなと考えていました。今、委員がおっしゃったように、山というのは入るものだということかもしれませんが、一点だけ懸念があったのが、柵が張られていて、久保の峠の方ですが、植林をやっていてある企業が伐採事業をやっている場所だったりするんです。そういったところで、もしトラブルがあったらということもございますので、非常に万全を期しているところがございます。そこに関しては、少し御留意頂ければと思います。

委員：こういう文献も、県とか公的機関が出しているものについては、それは自由に閲覧できると思うんだけど、南紀生物とか野鳥の会というようなのは、いわば私的な同好会なんです。そのデータを引用するというのは、本当は許可を持ってすべきことなんだけど、そんなことは誰もしないというのが社会通念の最たるものです。

委員：科学的論文は出典を明記すれば、世界中の論文を引用してもいいんです。

委員：南紀生物と論文という書き方ではなくて、誰その論文と敬意を払って書くべきです。

事業者：住友林業の立場としては、当社の社有林に立ち入りをいただく場合は、必ず許可証というのをいただいております。中で火事があったりとか、怪我をしたりということがありますので。

委員：学術研究でも出典の取り扱いというのはなかなか難しいところがありますけれども、ここに

書かれている、例えば、金屋町史上巻というのは、编者があるでしょ。教育委員会編か、誰か。それははっきり書かなければだめです。正しくきっちり表記すれば、公開されているデータですから引用してもいいんですけど。

委員：先ほど委員が言ったように、南紀生物とまとめて書くのではなくて、一辺ずつ著者がいるのだからリストにして、そうやるべきです。

事業者：承知いたしました。

委員：資料編の 32 ページなんですけど、この下にクサスギカズラ科という分類の植物がリストされているんですけど、今は、キジカクシ科が一般的になっている。植物分類するときも、米倉先生の YList を使っていただいたら間違いないのかなというのがあります。

委員：名称が違うということですか？

委員：昔の呼び方というか、科の名前でも色々、人によって名前の付け方が違ったりするんです。あとは、引用したリストにこれがあったというだけなので、和歌山県では間違っって書いているのかなとか、勘違いしているのかなというのがあるんですけど、そういうのはいいですかね。

委員：配慮書全般について、特に 250 ページとかもそうですが、評価の結果が書かれていますが、評価するとか評価しないとか、どのように評価しているんですか。評価の結果と表にされると、そうかなと見えるけれども、でもどう評価したのだろう、どのようにというところが見えない。

事業者：基本的な評価結果というのは、現地調査を行って、予測評価を行った結果というのが本当の評価結果だと思うんですけど、図書ごとに評価を完結させなくてはいけない中で、こういう書きぶりをしなくてはならない。違和感はあるのですが、こういう記載の仕方になってしまいます。評価するといっても、全然分からないという話だと思いますし、文献調査をしてこれだけ植物が出るよと言ったって、どこに風車を置くかもわからないのに、一応予測評価をしたとするために、こういう書きぶりにさせていただいているというのが正直なところですよ。

委員：評価というのは間違っってはいけない。この配慮書に対する評価なんです。それ以降は責任を持っていない。それ以降は、計画が煮詰まっていらないから、今の段階では評価できない。その段階でも、これは評価するのはおかしいということが書いてあるのに、評価すると書いてある。これはやっぱり考えないといけないと思います。

事業者：委員がおっしゃっていたように、誤解を生むようであれば、評価すると書かなくちゃいけないからといっても、誤解を生むようであれば、そういう書き方は是正すべきだと思いますので、検討させていただきたいと思います。

委員：この表は全体にかかわることですから、またあとで指摘しようと思っていたんですけど、環境影響が懸念される内容がこういうものがありますよと。それに対して、計画段階の配慮書としては、こういうことを考えていますというのが概要ですよ。その次に、考えますよと概要に書いたことが、適切であるかどうかの評価の結果ですよ。そしたら、その概要で、1 番でいえば、環境保全措置を検討するという事は、これからやっていくこととして適切であると判断される、ということが評価の結果ですよ。高いものであるとかそんなことではないじゃないですか。少なくとも、配慮書の中で考えているのはこういう項目の配慮をしていますよ、こういう配慮ですよと、配慮の仕方としてこういうものを考えていますよと、それは妥当と考えますというのが、この表にとじられているのに、そういう風に読めないところ

ろがあつて、何を言いたいのかちょっと分からないということになりますよね。

事業者：分かりにくさの点については、再三御指摘をいただいておりますとおり、こちらも法令の文言に引っ張られすぎているというところがあります。その上で、法令に基づく図書として無理やりまとめているが故の結果であるというところと、できるだけ具体的な予測ができれば具体的な議論ができるところではあるんですが、まだ抽象的な予測にとどまっているところもあつて、より分かりにくくなつてしまっている感はぬぐえないところはあると思います。今後やるから大丈夫という書き方にはなっているんですけども、今回の図書におきましては、その評価をもって、信じてくださいという状態の書きぶりになっているものというところで、そういう図書と御理解いただければということになってございます。現状として我々ができている中での評価という中ではこのような形に一旦落ち着かせていただいたものという部分でございまして、今後の事業計画等で、当然これに反する事業計画ですと配慮書が成り立たなくなりますので、それは法令上も NG になってくるというところがございますので、こちらでお約束できるもの、今後の方針として予測したものでございます。

委員：でも、この書き方というのが非常にあいまい。改善する可能性があるとはあるが、确实かどうかの保証が何もない。可能性があれば評価できるとするのは、非常にあいまいですから、読んでいる我々にとっては非常に不安になるんです。それで、うんと言うのはしんどい。

委員：関連しまして、計画段階環境配慮書という名前を付けているところからすると、事業をする以前の計画段階において、こういうことを配慮していきますよということを、まず配慮の対象を明らかにすると。配慮のレベル、配慮するときの考え方を明らかにする、というのがまず見えてこないといけない。ところが、この報告書を読むと、配慮する項目が何かというのが、明示されているとはいいいがたい。例えば、12 ページのところに配慮するという字がいつぱい出てきますけども。ただ、項目としては、例えば事業性配慮というのがありますけど、そこに配慮するというんじゃなくて、みだしに配慮という字がありますけども、配慮していませんよね。配慮したのは、環境配慮というのと、環境配慮その他配慮ということを配慮すると言っていますけども、この大きいフローチャートの中であと配慮するとは言っていない。設定すると言っていますけど、設定するということと配慮するということは違う。それから、周辺の事例というのが出てきますが、例えば 20 ページのところに、「稼働中の風力発電施設の状況について」という見出しがありますけども、これは単に事実確認を述べただけで、これについて配慮するとか配慮しないとか全然ないですよ。事実確認をするだけで載せたものであつて、載せているのは事実確認するだけで、載せていないのは事実確認もしないのかと。本文の構成がよく分からない。我々はこれを何回も見ているから、理解に対して付度してしまっているが、一般の人がこれを初めて読むと、とても分かりにくい。

委員：モデルというのがあつて、そのモデルに従って書いているからこうなつてしまっている。それが、私は必ずしも良いとは思わない。

委員：それに関して、一般論で申し訳ないが、電気を作るということ、作った電気は最終ユーザーに見えないんですよ。そうすると、ユーザーが評価するということがほとんどない。ところが、物は市場というものが評価していて、物の作り方とか、それが進展して社会が大きく発展していく。そういうふうユーザーが評価しないから、一向にそういう面での進展ができない。進展ができないからいいという話ではなくて、イノベーションをやっつけていかないといけない。そうすると、この仕組みを誰がよくしていくのか、汗をかいて努力するかとい

うと、まずは事業者さんが、そうなっているけど、我々はそれについてこういうふうに加えていきますよということをやらないと、一向にいつも同じようなものを見ているような形で。それは本当に電気事業を作る側としては、市場というものが評価しないので、逆にこわい。ところが、再生可能エネルギーをふんだんに使わなきゃいけないというふうに言っていますから、そのためにはいろんなところで、作ることに對して合意を得て、作り方もそれでいいよねというふうに社会に言ってもらわなきゃいけないんですけども、そのように全然ならないじゃないですか。それが非常にこわい。

事業者：いつも同じ図書を見ていただいて、違うのは地図と後ろにある文献の調査結果だと思うんですね。書きぶりの評価結果も、こう評価するとあるけど、どう評価したんだということだと思うんです。我々も、慣例の様式みたいなものがありまして、作りこんでいっているんですが、なるべくなら実態に即した形でやりたいですし、ほんとは方法書まで飛びたいんです。方法書からが本当のスタートだと思いますし。という形で慎重に。方法書の議論を時間をかけてやるという形でやった方がいいと思いますし、物申したいことがいろいろあるんですが、委員の御意見は承りまして、少しオリジナルで書き加えられる部分なるべく多くして行って、なるべく理解が得られるような図書を作っていきたいなと思います。

委員：計画段階配慮書と方法書と準備書というのは、主に地元で説明するために作っている話ですよ。それは、地元が分かりやすいように作る。最終的に国の方に出すやつは官僚文書でも良いわけであって。内容的には十分議論してますよと。そこはちゃんと使い分けていったらいいんですけども。それが、最終文書に即してやっているから、そこはおかしすぎるんじゃないかという。

事業者：一般の方が、これを読んで理解できる方はほとんどいなくて、もうちょっとかみ砕いて皆さんが分かりやすいようにして、確認していただくことが必要だと思いますし。電気事業者としては、ユーザーの顔が全く見えないという。電気というのはあって当たり前なので。基本的に足りてるよねという議論ですよ。だから、再生可能エネルギーと言ったって、いくばくかの供給量でしかなくて、原子力の代わりにはならないでしょという議論が今まではあったんですが、これからは少しずつ意義も上がってきて、従前の石炭火力を廃止するとかですね、代替エネルギーとして期待がかかっているところもありますので、そういった面で電源の意義というものをアピールしながら、進めていこうとは思っております。必要な電源として認められつつありますので、ぜひお願いしたいと思います。

委員：この配慮書の中で、当然、出てきてもいいような内容が一つあります。というのが、風向がよくて、風車を建てる適地というのが限られていて、集中すると。特にこの場所は集中している典型的な事例だと思います。そのときに、今の環境に関する考え方ですが、一つは個別の事業ごとに考えるというやり方。もう一つは、一つ一つ積み上げていったら、トータルしたら大きくなりすぎるでしょという、総量規制という考え方。その二面でやっていこうとするのが今の基本的な考え方です。そうすると、これをこの場所に与えたときに、すでにかなり風車が立ってやっていると、さらに二つの事業が同時に出ていると。それは、調整するかどうかとしても。少なくともこの尾根のところに、風力発電が集中していると。集中していることに対して、この計画段階配慮書では、何も触れなくて良いのかと。触れなくていいならば、それはどういう判断なのか。そういうことはあってもしかるべきだと私は思います。しかし、配慮書にはそんなことが一言も触れられていなくて、関係している風力の事実確認

だけあって。少なくとも、事実確認だけするようなレベルではなくて、あなた方が考えなければならない項目だと思うのに、そうっていないのが不思議です。

事業者：累積影響というのは確認していくんですが。中紀ウインドファームから始まりまして、我々の風車が立った時に何が起こるのかという話ですね。そこは、例えば、CO₂の削減量、最近書かなくなっちゃんですが、実はそういうものも指標としてあるんです。そういったものを書き書いていって。風車ばかり立って行って、よろしくないよねというのではなくて、環境とトレードになる部分もあるんですけど、プラスになっていることがありますよというのは、書いておいた方がいいのかなというのは、すこしイメージはしております。

委員：集まっているのは危惧すべき要素ではありますが、これはこういうことでできるので、こういう判断に達しますよということを書けばいいわけであって。考え方が問題なんです。電源開発は、何も触らずに電源開発ができるわけではないから、あっちこっちいっぱい触って、触るだけじゃ駄目なので、補償も色んな仕組みを考えて行って、今の電源開発という、ダムなんか典型的ですよ。そうやってやっているのだから。触るけどこれはできますよという議論はあってもいいし、大型のものを作るのだから触らざるを得ないわけですから、その触り方で、どう触って、それをどういうふうにして小さくするか、ミニマム化するとか、そういう議論をしていかないと、いつまでたっても基本のところには触れずに、よけて通って、電源開発が限界になってきて、よけて通れなくなってきている。

事業者：具体的な議論ができるように、進めてまいりたいと考えております。引き続きお願いしたいと思えます。

委員：審査とは関係ないんですが、今回の事業規模くらいだと、風車を、平均予測風速くらいで何年動かせば電氣量がペイできますか。解体も含めて。トータル掛かったエネルギーが風車を動かすことで、何年で回収できるのかなということ。建設とか、車も含めて全部エネルギー使いますよね。

事業者：すぐでませんが、それは、出しておいた方がいいのかなと思えます。

委員：お願いします。

委員：尾根というのは、大事なところなんです。当然、温かい時期、寒い時期があって、そういうのが変遷しながら、今の植生というのがあるわけです。尾根というのは、寒いときにいろいろなものが残りやすかったりということがあったりするんですが、そういうところで見ると、こちらの尾根もブナ林の話が出ていんだけど、太平洋側というのは、ブナ林の下に温帯針葉樹というのがあって、いわゆるモミツガ林というようなものがあるんですが、植生図なんか見ても、そのモミツガ林からブナ林へのちょうど変わり目あたり。だから、ブナ林でも下の方なのかなという感じがしてまして。ブナ林のあったようなところに、そういう温帯針葉樹があると、とても大事なところになるし、そういう温帯針葉樹からちょうどブナに変わるとっても重要なところ、いわゆる境界になるそうなので、そういう意味では、こういう尾根の植生、どういう木が生えているのかなんていうところを将来的にはちゃんと調査してほしいくらいの、重要なところなのかなという感じはします。尾根というものをぜひ保全をしながら事業をするということを、特に従来やっている西側に比べて、この東側というのは結構自然度が高いようなので、そういうところで、ブナ林だけじゃなくて、モミやツガのような針葉樹もぜひ気にしていただきたいなと思えます。

事業者：植生調査は計画しております。その際に、温帯針葉樹という視点をしっかり入れさせていた

だきまして、調査させていただこうと思います。

委員：先ほど、事業者の方から、残っているブナ林の一本一本調べているというんですが、この前も申し上げたと思うんですが、ブナそのものだけが大事じゃない。そこに依存して生きているものが、土壌線虫とか土壌細菌とか含めて生態系になっているから、それ全体が価値があるものなんです。巨大な木だけがあればいいというものではないということだけ、御注意いただけたらありがたいと思います。

会長：委員の皆様、事業者の皆様、ありがとうございます。配慮書に関しまして、限られた時間の中で、忌憚のない御意見をいただけたかと思えます。最終的な審査会としての意見をまとめ、知事に提出するようになっていきます。今後の進め方につきまして、事務局から説明願います。

事務局：全体的な流れとしましては、審査会の意見を知事に御回答いただいた上で、それを踏まえて知事の意見を作りまして、知事意見を事業者に戻すという流れになります。先に回答期限の話をして大変申し訳ないのですが、配慮書をもってから 60 日という期間が定められておりまして、あと 2 週間ほどで知事が回答しなければならないということになっておりまして、時間があまりありません。その上で、進め方の説明をさせていただきたいんですが、まずは、たくさんいろんな御意見をいただきましたので、それを踏まえまして、審査会意見の事務局案をこちらで作ります。先生方にそれを確認していただいて、必要などころ修正しまして最終的なものを会長に見ていただいて、それを審査会意見として、知事に回答していただくという形でさせていただきたいと考えております。いかがでしょうか。

会長：事務局案をまず事務局で作っていただいて、それを皆さんにお見せして、御意見いただいて、それを取りまとめて、取りまとめたものは私の方に一任させていただきたい。時間としても、2 か月の中の残っているのが 2 週間程度という話ですけども、それを一週間程度でやらないといけない。というのが、知事が意見書を出すに当たって、関係部署にも確認しないといけませんので、庁内でも一週間ほどの時間が要りますので、本審査会で 1 週間、庁内で 1 週間ということで、取りまとめていく必要がありますので、申しわけないですけども、御協力のほどよろしく願いいたします。具体的に何日くらいというのはどうでしょうか。

事務局：事務局案を 1 日、2 日の間で作りまして、確認のメールを送らせていただきたいと思います。皆様に見ていただく期間としては、2 日程度と短くなってしまいうんですが、よろしく願います。

会長：それでは、今後の進め方としてそのようにさせていただきます。以上を持ちまして、本日の議事を終了させていただきます。

和歌山県環境影響評価審査会（令和2年7月28日）

出席者名簿

○ 出席委員12名

氏名	役職名等
入野 俊夫	和歌山大学システム工学部教授
岩井 珠恵	ビジュアルデザイナー
内田 紘臣	(株)串本海中公園センター名誉館長
江種 伸之	和歌山大学システム工学部教授
岡田 和久	和歌山県立自然博物館副主査
此松 昌彦	和歌山大学教育学部教授
竹中 規訓	大阪府立大学大学院人間社会システム科学研究科教授
谷 奈々	(一財)和歌山社会経済研究所研究委員
津村 真由美	(公財)日本野鳥の会和歌山県支部幹事
濱田 學昭 (会長)	元和歌山大学システム工学部教授
細田 徹治	和歌山県自然環境研究会会長
的場 績	元和歌山県立自然博物館副館長

○ 欠席委員2名

氏名	役職名等
梅本 信也	京都大学フィールド科学教育研究センター 里域生態系部門紀伊大島実験所所長・准教授
吉田 登 (副会長)	和歌山大学システム工学部教授

○ 事務局出席者

所属	役職	氏名
和歌山県	課長	中井 寛
環境生活部環境政策局	課長補佐兼班長	石井 信之
環境生活総務課	主任	瀬谷 真延

○ 事業者出席者

電源開発株式会社	風力事業部事業推進室（陸上開発第一）	2名
住友林業株式会社	資源環境事業本部環境・エネルギー部	1名
アジア航測株式会社	社会インフラマネジメント事業部	
	環境・エネルギー技術部環境コンサルタント課	2名